技能実習適正化支援センター（TITSC）の横山です。
9月号は、外国人雇用に活用できる助成金・補助金についてご紹介します。
外国人労働者数が増大する状況を踏まえ、国は様々な助成金・補助金制度を整備しています。技能実習生、特定技能外国人に利用できるものは下記のとおりです。

１．人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するもの。
支援対象経費：
① 通訳費
② 翻訳機器導入費（事業主が購入した雇用労務責任者と外国人労働者の面談に必要な翻訳機器の導入）
③ 翻訳料（社内マニュアル、標識類等を多言語で整備するのに要する経費を含む）
④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の職場環境整備措置に要する委託料）
⑤ 社内標識類の設置・改修費（外部機関等に委託する多言語の社内標識類に関する設置・改修に要する経費）
支給額：次の制度について１制度導入につき２０万円（上限額８０万円）
（ア） 雇用労務責任者の選任
（イ） 就業規則等の多言語化
（ウ） 苦情・相談体制の整備
（エ） 一時帰国のための休暇制度の整備
（オ） 社内マニュアル・標識類等の多言語化
申請先：都道府県労働局
詳細：人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）｜厚生労働省

２．トライアル雇用

職業経験、技能、知識の不足などで就職困難な外国人等を、原則３ヵ月間有期雇用することにより、その適正や能力を見極め、常時雇用への移行を目的とした制度。
支給額（月額）：最大４万円（最長３ヵ月）
申請先：労働局、ハローワーク
詳細：トライアル雇用 ｜厚生労働省

３．キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる外国人を含む非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの。
申請先：労働局、ハローワーク

詳細：キャリアアップ助成金｜厚生労働省

４．雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、外国人労働者を含む従業員の雇用を維持した場合に助成されます。一人１日当たり最大８，３６５円支給される。

申請先：労働局、ハローワーク

詳細：雇用調整助成金　｜厚生労働省

５．若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）

ものづくり分野等において優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、「ものづくりマイスター」が中小企業や学校等の若年技能者に対して実践的な実技指導を行うことで、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。外国人従業員の技能向上にも活用できる制度。

申請先：地域技能振興センター

詳細：若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）　｜厚生労働省

なお、地方自治体も様々な形で外国人雇用を支援しています。地元の自治体に利用できる外国人雇用の支援策があるか確認することをお勧めします。外国人雇用に活用できる助成金・補助金のお問合せは TITSC へ！

~~~
~~~